

## ◎ 香川県教職員連盟の要求書への回答

令和3年11月11日(木)

要 求 事 項	回 答
1 小学校高学年においてより充実した教育活動を行うために、教科担任制が円滑かつ確実に実施されるよう、専科教員の配置を、推進・拡充すること。	○ 県教育委員会としては、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るとともに、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けて、新しい指導体制の柱の1つとして、小学校高学年における専科指導の拡充を実施しているところである。
2 2026年度(令和7年度)までに、小学校全学年における35人学級が確実に実現されるよう、適切な教員配置を、推進・拡充すること。また、中学校においても全学年実現するよう、国に積極的に働きかけること。	○ 県教育委員会としては、令和3年度から、小学校全学年と中学校1、2年生で35人学級を実施しているところであり、今後とも教育課題に対応したより効果的な指導体制が実現できるようさまざまな機会を捉え要望しており、今後とも国に働きかけてまいりたい。
3 GIGAスクール構想の本格実施にあたり、整備された端末等を円滑かつ有効的に活用することができるよう、GIGAスクール運営支援センターの整備の検討、ならびにGIGAスクールサポーターやICT支援員の配置を、推進・拡充すること。	○ GIGAスクール構想により整備された端末等を円滑かつ有効に活用することができるよう、市町教育委員会に対し、GIGAスクール運営支援センターや、GIGAスクールサポーター及び情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置に関する情報提供に努めてまいりたい。
4 中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動の質的向上を図るとともに、部活動を担当する教員の支援を行うために、部活動指導員配置を継続して促進・拡充すること。	○ スポーツ庁では、部活動を地域へ移行する方針を示した。県教育委員会として、今年度から国の研究事業を活用し、本県における課題の把握に努め、今後の方策に生かすとともに、モデル地域の取組みを県内に普及するなどして、部活動の地域への移行を検討したいと考えている。 ○ 部活動指導員については、国に対して、補助事業の継続と拡充について要望しているところであり、今後とも、市町教育委員会や学校、関係機関と連携を図りながら配置を促進し、学校における教育活動の充実に努めていく。
5 新型コロナウイルス感染症対策及び新しい時代の初等中等教育に対応するために、学校の実情に応じた教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置を継続して推進・拡充すること。	○ スクールサポートスタッフを市町が任用する場合、国の補助金と合わせて、任用に要する経費の2分の1を市町へ補助しており、毎年増額している。 ○ 県教育委員会としては、今後とも、市町によるスクールサポートスタッフの配置を促し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる体制づくりに努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。

<p>6 児童生徒の心身の悩みに、きめ細やかに対応するために、養護教諭の複数配置について、学校の実態や規模に応じて適切な教職員配置を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務標準法に則って県の配置基準を定めて配置している。</li> <li>○ 養護教諭の複数配置については、今後も引き続き、国の加配の状況も勘案しながら適切な配置に努めたい。</li> </ul>
<p>7 配慮の必要な児童生徒に、個に応じた指導が行える通級指導教室の充実が図られるよう、さらなる通級指導教室の増設や通級指導に専属する教員の増員を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、中学校1校を増設し、設置校は34校で、通級による指導担当教員を1名ずつ配置している。</li> <li>○ 今後とも、学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実のために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい。</li> </ul>
<p>8 国家公務員法等の改正に伴い、定年延長制度が導入されることを踏まえ、円滑な教育活動の実施や学校経営等を鑑み、「役職定年制の導入」を適応しない等、条例改正案等を慎重に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定年延長、役職定年制等については、国の動向を見ながら県全体で検討していく。現段階では、具体的な改正案等は定まっていない。</li> </ul>
<p>9 「学校における働き方改革」を実現するため、全県で共通化した総合型校務支援システムの導入や各学校および各教育関係機関で積極的に具体的な業務改善に取り組むよう、市町教育委員会と連携して早急な環境整備の推進や働きかけを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統合型校務支援システムについては、まずは、システム未導入の市町が、将来の統一化も念頭に置きつつ、それぞれの状況に応じてシステム導入の検討を円滑に進められるよう、支援に努めてまいりたい。また、各市町からいただいた要望等を踏まえながら、将来の共通化に向けた課題解決等を図るため、引き続き、各市町と協議を行ってまいりたい。</li> <li>○ 具体的な業務改善については、研修の見直しや行事の縮減、部活動休養日の設定や学校閉庁日の拡大、年次休暇の基準日の見直し等により、教員の負担の軽減や休日の確保を図っているところである。</li> </ul>
<p>10 国家公務員法等の改正に伴い、定年延長制度が導入されることを踏まえ、教員の勤務の特殊性を鑑み、教職員給与等の引き下げや退職手当の大幅な削減が行われないよう、人事委員会や財政当局に働きかけること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年10月7日に本県人事委員会が行った報告と勧告において、「定年引上げに伴う60歳を超える職員の給与については、国家公務員との均衡を考慮し、当分の間、60歳前の7割水準となるよう、必要な措置を講じることが適当」とされたところであり、これを尊重することを基本として、対応してまいりたい。</li> <li>○ 国家公務員の退職手当において、定年引上げ前の定年退職と比較して不利益とならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する措置が講じられることから、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</li> </ul>